

- (3) 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、安定的な財政的な支援をしてください。

(回答)

介護職員の賃金について、市が対応策を検討することはできませんが、現在国において介護報酬改定について平成23年介護事業経営実態調査の結果などを踏まえて審議中であり、本市としては国の動向を注視していきたいと考えます。

研修については、福井市介護サービス事業者連絡会が開催しており、人的に財政的にも支援しています。そこでのフォーラムや意見交換会を通して介護職員のスキルアップを図っています。また、福井県が実施している研修を案内するなどの協力体制をとっています。

5 障害者控除認定制度について

- ① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、障害の程度が税法上で定める障害者に準ずる場合は、市が障害者として認定することができることから、要介護認定者から障害者控除対象者認定申請の提出があった場合、要介護認定資料を確認し、対象と認められる方には認定書を交付しています。

しかし、要介護認定がされていても、障害者控除の対象とならない場合もあるため、今後についても、一人ひとりの要介護認定の資料の確認が必要ですので、御了承下さい。

- ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

申請を受けて要介護認定資料の記載情報を基に判定し、認定書を交付していますが、すべての要介護認定者が対象となるとは限りませんので御了承下さい。

要介護認定者が障害者控除の制度を活用しやすくするため、市政広報ふくいにより周知を図った他、要介護認定結果通知時に障害者控除対象者認定制度のご案内等を行っています。

6 生活保護について

- (1) 憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

憲法25条の基本理念及び生活保護法の趣旨に基づき、緊急性や急迫性等を考慮しながら生活保護の運用基準に従い、適正な運用を行っております。